

入札公告

内閣府日本学術会議事務局において、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月28日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 日本学術会議庁舎で使用する電気
- (2) 仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 契約条項 入札説明書のとおり
- (4) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
- (6) 入札方法 入札金額は総価を記載することとし、詳細は入札説明書参照のこと。
なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 電子入札・開札システムの利用
本案件は、電子入札・開札システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

3 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（「物品の製造」又は「物品の販売」の営業品目において「その他」に登録している者であること。）
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所在地 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電話番号 03-3403-1930

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月11日（火）15時
- (2) 場所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

10 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

件名：日本学術会議庁舎で使用する電気

本調達案件は、紙による入札手続きと併せて「電子入札・開
札システム」を利用した入札手続きを取る

URL <http://www.e-procurement-cao.jp/welcome.html>

平成26年2月28日

内閣府日本学術会議事務局

目 次

- 1 契約担当官等の氏名及びその属する部局の名称並びに所在地
- 2 競争入札に付する事項
- 3 競争の方法
- 4 競争に参加する者に必要な資格
- 5 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
- 6 郵便による入札書等の受領期限
- 7 入札及び開札の日時及び場所
- 8 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 9 入札保証金及び契約保証金
- 10 適合証明書の提出
- 11 入札に関する注意事項
- 12 入札書の記載方法等
- 13 入札書の提出方法
- 14 入札の無効
- 15 入札の延期等
- 16 開札
- 17 落札者の決定方法
- 18 契約書作成の要否及び契約条項
- 19 その他
- 20 入札説明書に関する問い合わせ先
- 21 電子入札・開札システムの利用について

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 別記様式 1 | 適合証明書 |
| 別記様式 2 | 入札書 |
| 別記様式 3 | 委任状 |
| 別記様式 4 | 契約書 (案) |
| 別記様式 5 | 確約書 |
| 別記様式 6 | 誓約書 |
| 別 紙 | 仕様書 |
| 別 添 | 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件 |

入札説明書

1 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

(1) 契約担当官等 支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

(2) 所属する部局 日本学術会議事務局

(3) 所在地 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

2 競争入札に付する事項

(1) 件名 日本学術会議庁舎で使用する電気

(2) 仕様等 別紙仕様書のとおり

(3) 契約条項 別記様式4「契約書(案)」のとおり

(4) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 履行場所 日本学術会議庁舎(東京都港区六本木7-22-34)

3 競争の方法

一般競争入札による。

4 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度内閣府競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(「物品の製造」又は「物品の販売」の営業品目において「その他」に登録している者であること。)

(4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未使用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、別添に掲げる入札適合条件を満たすこと。

5 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所在地 東京都港区六本木7-22-34

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係(2階202号室)

電話番号 03-3403-1930

6 郵便による入札書等の受領期限

平成26年3月10日(月) 18時必着

(ただし、入札書を持参するときは開札の日時までとする。)

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年3月11日(火) 15時
- (2) 場 所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室(5階504号室)

電子入札・開示システムによる入札の場合には、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。なお、通信状況により提出期限時刻までに電子入札・開示システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって入札すること

8 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 適合証明書の提出

- (1) 入札参加者は、適合証明書(別記様式1)を作成し、提出しなければならない。なお、適合証明書の作成に要する費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (2) 適合証明書には以下の資料を添付すること。
 - ① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であることの証明書類
 - ② 入札説明書別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」による入札適合条件を満たす者であることの証明書類
- (3) 提出期限等
 - ① 提出期限：平成26年3月6日(木) 18時
(郵送の場合においても上記日時必着とする。)
 - ② 提出部数：1部
- (4) 支出負担行為担当官は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することはない。
- (5) 支出負担行為担当官が一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出も認めない。
- (6) 適合証明書に対する担当職員からの照会等に対し、速やかに対応すること。
- (7) 適合証明書の審査の結果は合否にかかわらず、平成26年3月7日(金)までに通知する。
- (8) 不適合と判断された者は入札に参加することができない。

11 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意思的に開示してはならない。
- (4) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための談合をしてはならない。
- (5) 本入札は、平成26年度予算が成立されることを条件とするものであり、契約締結日は平成26年4月1日とする。なお、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約

とするが、予算措置が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

12 入札書の記載方法等

- (1) 本入札においては、日本学術会議庁舎で使用する電気について調達を行うものとする。
- (2) 入札参加者は、仕様書に定める内容の履行に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (3) 入札書(別紙様式2)に記載する金額は、総価を記載するものとし、入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(kW単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、当方が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とする。

なお、入札金額の算定にあたっては力率を100%とし、燃料費調整額、再生可能エネルギー賦課金及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこととする。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約事項等を熟読し、内容を理解、遵守の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子入札・開示システムによる入札参加者は、電子入札・開示システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者は、入札書を作成し、直接又は郵便(書留郵便に限る)により提出しなければならない。ただし、電子入札・開示システムにより入札する場合は当該システムにより提出することとする。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つ、その封皮に会社名、入札者氏名、入札件名及び入札日時を記載しなければならない。
- (4) 書留郵便により提出する場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、前記6に示す郵便による入札書の提出期限までに、前記5に示す場所あて送付しなければならない。
- (5) 入札参加者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しすることができない。
- (6) 入札参加者は、入札書提出時において、代理人をして入札させるときは、その委任状(別記様式3)を提出しなければならない。
ただし、電子入札・開示システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きをすることとし、入札までに手続きを終了しておかななければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 入札参加者は、資格決定通知書の写しを提出しなければならない。入札書を直接提出する場合は前記7に示す入札会場にて提出し、郵便により提出する場合は前記13(4)の封筒の中に入れ提出する

こと。

ただし、電子入札・開示システムにより入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。

(9) 入札金額の内訳書の提示

- ① 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求められることがあるので準備すること。
- ② 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- ③ 内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札参加者は内訳金額の補正を求められときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(10) 入札参加者は、入札書の提出をもって別記様式6「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとす。代理人をして入札した場合においても同様とする。

14 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人・復代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 印章の押印のない入札書及び委任状と異なる印章が押印されている入札書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに談合によると認められる入札書
- (7) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (8) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (9) 前記13(7)に違反した入札書
- (10) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (11) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有する者と認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札参加者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札参加を有すると認められなかったときの入札書
- (12) 適合証明書に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書
- (13) 入札書が郵便で差し出された場合において、前記13(4)に定める記載のない入札書
- (14) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

15 入札の延期等

入札参加者が談合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

16 開札

(1) 開札は、入札参加者又はその代理人・復代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人・復代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行う。また、電子入札・開示システムによる入札参加者の立会は不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

(2) 入札参加者又はその代理人・復代理人は、入札開始後において入札会場に入場することはできない。

- (3) 入札参加者又はその代理人・復代理人は、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札会場では、みだりに私語を發してはならない。
- (5) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札をするものとする。
なお、電子入札・開示システムにおいては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。
- (6) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

17 落札者の決定方法

- (1) 本入札説明書における要求要件を全て満たし、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 支出負担行為担当官が、予算決算及び会計令第86条第1項の規定に基づく調査を行う時は、当該調査に協力しなければならない。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、予算決算及び会計令第83条第1項に基づき、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (5) 前号の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、予算決算及び会計令第83条第2項に基づき、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (6) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。また、電子入札・開示システムによる入札参加者には開札結果通知書を送信する。
- (7) 落札者は契約書締結の際に、確約書（別記様式5）も併せて提出すること。
- (8) 落札決定の取消
次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、支出負担行為担当官が、正当な理由があると認めたときはこの限りではない。
 - ① 落札者が、支出負担行為担当官から求められたにもかかわらず、契約書の取り交わしを行わないとき。
 - ② 前記13(9)③の規定による内訳金額の補正をしないとき。

18 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約書は、本入札説明書に添付する別記様式4「契約書（案）」に基づき作成するものとする。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約金額は、落札者の内訳金額の単価に基づいて締結するものとし、入札書に記載された書面上の

金額の100分の108に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

19 その他

- (1) 入札参加業者名、入札金額については、電子入札・開札システム上で公表することとする。
- (2) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約履行状況についての資料を提出及びヒアリング等に協力しなければならない。
- (4) 入札者は、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 基本料金の力率割引又は割増を行う場合、電力量料金について燃料費調整を行う場合及び太陽光発電促進付加金を加算する場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、これによりがたい場合は協議する。
- (6) 本案件の落札業者は、開札終了後に打ち合わせを行いスケジュール等の調整を行うこととする。

20 入札説明書に関する問い合わせ先

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 遠藤

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03-3403-1930

FAX 03-3403-1075

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

21 電子入札・開札システムの利用について

ヘルプデスク

電話番号 03-5348-4058

URL <http://www.e-procurement-cao.jp/index.html>

適合証明書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

住 所

社 名

社印

代表者名

印

貴官が発注する日本学術会議庁舎で使用する電気については、別紙のとおり適合することを証明いたします。

<添付資料>

- ① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であることの証明書類
- ② 入札説明書別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」による入札適合条件を満たす者であることの証明書類

適合証明書

平成26年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社

(社 印)

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

印

貴官が発注する日本学術会議庁舎で使用する電気については、別紙のとおり適合することを証明いたします。

<添付資料>

- ① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であることの証明書類
- ② 入札説明書別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」による入札適合条件を満たす者であることの証明書類

※ 上記資料を添付し、期限までに提出すること。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気

2 入札金額 金 _____ 円

住 所

社 名

社印

入札者名

印

入 札 書

平成26年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気

2 入札金額 金 _____ 円

- ※ 仕様書に定める内容の履行に要する一切の費用を見積もること。
※ 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

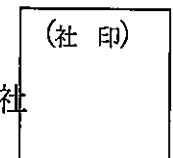
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社

入札者名

□ □ □ □

(社 印)



印

※ 委任状に記載された受任者

※ 委任状と同じ印

委任状

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積り関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印
---------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名


支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。


委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印 
---------	--

(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成26年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

(社 印)

社 名 △ △ △ 株式会社

代表者名 代表取締役 □□ □□ 

(代表者印)

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

私は、 _____ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印
----------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名


支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、 _____ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印 ↑
----------	--------

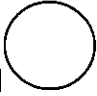
(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成26年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

(社 印)

社 名 △ △ △ 株式会社

代表者名 代表取締役 □□ □□ 

(代表者印)

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也 (以下「甲」という。)
と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)とは、次の条項
により「日本学術会議庁舎で使用する電気」に係る単価契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 本契約は次のとおりとする。

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(契約金額)

第 2 条 契約金額は次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税額及び地
方消費税額を含まないものとする。

契約金額 (単価)

基本料金単価	円/キロワット・月
電力量料金単価 夏季 (7~9 月)	円/キロワット時
その他季	円/キロワット時

- 2 消費税額は、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及
び第 29 条並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 82
及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約単価に 100 分の 8 を乗じて得
た額とし、円未満の端数は切り捨てることとする。
- 3 基本料金の力率割引又は割増を行う場合、電力量料金について燃料費調整
を行う場合及び再生可能エネルギー賦課金及び太陽光発電促進付加金を加算
する場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標
準供給条件 (電気需給約款) によるものとし、これによりがたい場合は甲乙
協議する。
- 4 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協
議の上価格を改定することができる。

(契約保証金)

第 3 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利業務の譲渡)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社、信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、官署支出官日本学術会議事務局管理課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回る
とき

(2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少
することが明らかなき

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を甲乙協議
によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によ
って定めることとする。

(計量及び検査)

第7条 計量日は甲乙協議の上決定することとし、乙は計量日に計量器によって記
録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲又は甲の指定する職員の
検査を受けるものとする。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第9条 乙は第7条に定めた検査終了後、第2条に規定する価額に基づき支払請求
書を作成し、1月毎に支出官に請求するものとする。

2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領した日から30日
(以下「約定期間」という。)以内に払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 支出官は、約定期間内に料金の支払いが完了しない場合は、遅延利息とし
て、請求金額に約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、
年利3.0パーセントの率を乗じて得た金額を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅
延利息を支払わないものとする。また、その額に100円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てるものとする。

(遅延賠償金)

第11条 乙は、甲の指定する期限内に業務を完了することができないと認められる
ときは、速やかに甲に対し遅滞の事由及び完了見込月日を明らかにした書面
を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、期限後に完
了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして期限
延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない

場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利5.00パーセントを乗じて得た金額とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により通告し本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、契約履行未済金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(損害賠償)

第14条 第12条の規定による解除の場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第15条 甲は、本契約に基づく第13条第1項による違約金、第14条第1項による損害賠償金又は第11条第2項による遅延賠償金の額と、甲の乙に支払うべき契約代金又は第10条第1項による支払遅延利息の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(機密の保持)

第16条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続するが、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(細目的事項の取扱)

第17条 契約履行上必要な細目的事項は、乙の定める【電気需給約款名】に依拠する。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（違約金等の徴収）

第4条 甲は、第2条第1項及び第2項による違約金又は前条による遅延利息と、本契約に基づき乙に支払うべき代価又は本契約における契約書第10条第1項による支払遅延利息の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負

人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

確 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

当社は、「日本学術会議庁舎で使用する電気」の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この確約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名 _____

電話番号 _____

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 日本学術会議庁舎
東京都港区六本木7-22-34
- (2) 業種及び用途 官公署 (事務所)

3 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧 (標準電圧)、計量電圧 (標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式
負荷設備の有無

- ①供給電気方式 交流3相3線式
- ②供給電圧 (標準電圧) 6,000ボルト
- ③計量電圧 (標準電圧) 6,000ボルト
- ④標準周波数 50ヘルツ
- ⑤電気方式 1回線受電
- ⑥蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ①契約電力 182キロワット

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大
需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- ②予定使用電力量 312,572キロワット時
(月別の予定使用電力量は別表のとおり)

(3) 使用期間

自 平成26年4月1日 0時 至 平成27年3月31日 24時

(4) 電力量の検針

- ①自動検針装置 無
- ②電力会社の検針方法 人手検針
- ③計量器の構成 株式会社東芝製 屋内耐候型変成器付複合計器 (通信機能無し普通級)
型式 SM-3ER-R型
交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ
計器定数 1,000パルス/キロワット秒
1,000パルス/キロワール秒
パルス定数 50,000パルス/kWh
(ただし、電力需用用複合計器 (通信機能付普通級) への取替可)

(5) 需給地点

需要場所における東京電力株式会社の供給用配電箱における東京電力株式会社の母線と日本学術会議の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

4 その他

(1) 力率は、契約期間中100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備（190キロボルトアンペア）1台を有している。

(4) 太陽光発電設備（10キロワット）を有している。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとし、これによりがたい場合は協議することとする。

なお、入札金額の算定にあたっては、力率を100パーセントとし、燃料費調整額、再生可能エネルギー賦課金及び太陽光発電促進付加金については考慮しないこととする。

(6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

⑤ 社会情勢の影響により東京電力株式会社が料金改定（燃料費調整額等含む）を実施した場合、同程度の料金改定について担当者と協議し決定するものとする。

⑥ 使用電力の状況報告書の提出を求めた場合、使用電力量集計のデータを無償で提供すること。

(7) 本件は、平成26年4月1日以前に平成26年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う場合がある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

月別予定使用電力量

年 月		予定使用電力量 (kWh)
平成 26 年	4月	24,406
	5月	17,459
	6月	17,297
	7月	32,699
	8月	30,509
	9月	28,775
	10月	22,547
	11月	22,778
	12月	29,688
平成 27 年	1月	31,628
	2月	29,639
	3月	25,147
合 計		312,572

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①前年度1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の新エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表にあてはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①前年度1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.300未満	60
	0.300以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.600未満	40
	0.600以上 0.750未満	30
	0.750以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	20
	0%以上 1.35%未満	10
	活用していない	0
③前年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上	20
	0.8倍以上 1.0倍未満	10
④グリーン電力証書(※)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙1「各用語の定義」を参照

※ 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) 前年度において、RPS法の義務を果たしていること。
- (3) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。具体的には、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等において、日本学術会議に譲渡する。書類等がある場合も譲渡することとする。

2. 提出書類

入札にあたっては、条件を満たすことを示す書類として別紙2に記載、押印した上で提出すること。また、その根拠を示す書類を必ず添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、上記1(1)の表による評点の合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 上記1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求められることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後、可能な限り速やかに上記1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

「各用語の定義」

用語	定義
①前年度1kW hあたりの二酸化炭素排出係数	<p>次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策推進法に基づく告示で公表されている前年度の二酸化炭素排出係数 2. 地域別の前年度の係数を使う場合は、地方公共団体等のHP等で公表しているもの 3. 上記1及び2の係数がない場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の前年度の係数
②前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギー（※）の有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式）</p> $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>（※）未利用エネルギー</p> <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

<p>③前年度の新エネルギー導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる新エネルギーの導入促進の観点から、前年度における新エネルギーの利用量を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>新エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前年度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量（以下「新エネ利用量」という。） ② 前年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量（RPS法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下「新エネ相当量」という。） ③ 前年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量 ④ 一昨年度からバンキングした新エネ相当量 ⑤ 本年度にバンキングした新エネ相当量 ⑥ 資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した前年度の当該電気事業者の基準利用量 <p>(算定方式)</p> $\text{前年度の新エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④} - \text{⑤}}{\text{⑥}}$
<p>⑤需要家への需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

証 明 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名社印
印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 前年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	前年度1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	前年度の未利用エネルギー活用状況		
③	前年度の新エネルギー導入状況		
	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
	項 目	譲渡予定量	点 数
⑤	需要家への需要家に対する省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組について		
① ~⑤の合計点数			

2 平成22年度において、RPS法の義務を果たしていること。

適・否

注1) 上記1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注2) 上記1の合計点数が70点以上及び上記2に「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注3) 上記1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。